

平成 30 年 5 月 11 日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所操業差止訴訟の第 25 回口頭弁論が行われました

— 玄海原子力発電所の安全性を主張 —

本件は、玄海原子力発電所 1～4 号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として第 1 次（平成 24 年 1 月 31 日）から第 26 次（平成 30 年 4 月 12 日）にわたり、提訴されたものです。

今回、当社は、第 26 次提訴に対する答弁書を提出し、第 1～第 25 次分の答弁書同様に請求の棄却を求めるとともに、玄海原子力発電所は、十分な調査及び検討により、地域特性を把握したうえで設計しており、また、地震及び津波についても、最新知見を踏まえた評価や対策を講じることにより安全性を確認している旨の主張を行いました。

また、併せて準備書面を提出し、地震について各種の調査及び観測によって地域的な特性を把握した上で多面的な考慮により安全側となる評価を行っていること、また、事故の発生を防止する対策や万一事故等が発生した場合の対策を適切に講じていること等について主張を行いました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、玄海原子力発電所の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上



ずっと先まで、明るくしたい。

「快適で、そして環境にやさしい」

そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。

それが、私たち九電グループの思いです。